

「公益的」余暇理論・実践としての「民衆娯楽」論

——権田保之助の所論を通じて——

渡辺 晓雄

はじめに

社会がドラスティックに変動する時代、それは公益の精神・概念・実践活動が量的に発生し、質的に伸張する時期である。「近代」日本においては特に第一次世界大戦以降の産業構造、そしてそれに伴う一般民衆の生活構造における劇的な変化に相即し、そのニーズの中から公益の諸相が立ち現れてくる。

第一次世界大戦（一九一四—一九一八）以降、日本における産業構造の劇的な変化にともない、国家による社会政策が、様々な社会問題に直面する労働者とその家族を対象に施行される機会が増大した。しかし社会政策は必ずしも公益とは結びつかない。『公益学のすすめ』において小松隆一も述べているように、「社会政策は公益政策そのものではない。資本主義生産の生産要素として経済活動には不可欠な労働力を安定的・継続的に確保するための施策という意味では、きわめて経済的・生産的性格をもつてゐる」。社会政策と公益との性質と方向性の乖離、それは人々の「余暇」に関する

る政策の場合、より巧妙な形で現れる。余暇政策（特に戦前のそれ）の背後には「労働力の再生産」を目的とする資本主義イデオロギーが見え隠れする。

しかし政策を抜きにした場合の「余暇」そのものも、公益との関係性が必ずしも高いとは言えない。確かに営利目的とした活動から離れて、趣味や遊びに時間をあてることにより、「人間の生活や人間関係にゆとりが出てき、人間、自然、環境、社会諸制度への思いやりなどが広く行き渡り、公益認識や公益活動がより日常化・全般化するようになる」ことだろう。しかし「余暇」によって生まれた「ゆとり」が、必ずしも「世のため、人のため」という方向性に結びつくと言いつることはできない。余暇活動が個人の随意性にまかされている以上、特に価値意識の蛸壺化状況にある現代において、余暇は個人的生活の中に回収されてしまい、「私益」に終始してしまう可能性も高いのだ。

権田保之助（一八八七—一九五二）は、このよくな「余暇」あるいは「娯楽」と呼ばれる人間活動を、「民衆娯楽研究の第一人者」として、公益的な側面に限り無く近づけた人物である。権田は自身の「民衆娯楽」に関する理論に基づき、余暇政策が内包する非公益性を厳しく追及した。また当時、都市部に急増し、未だその生活構造が確立していない新興無産階層の「生活創造」という目的を射程に、その実現のための実践的な活動に従事した。そこには私的・孤立的な余暇状況を越えて、非常利を基本とする人と人との連帶・提携によつて、この目的を達成しようとしている方向性をうかがう事ができる。

彼は帝國教育会（文部省下部団体）の嘱託による『東京市活動写真調査』（一九一六年）および『東京市寄席調査』（一九一七年）や、高野岩三郎の下で『月島調査』（一九一八年）に関わることにより、都市における娯楽・余暇問題を実証的に観察・分析し、その後も『倉紡工場労働者娯楽調査』、『浅草調査』、『第一回文部省全国民衆娯楽調査』を手掛け、それら実証的な成果をもとに独自の「民衆娯楽」論を展開する。

本稿では権田保之助の「民衆娯楽」論の理論的展開を通して、当時としてはその優れて公益的な側面を紹介し、同時にその実践的・運動論的な側面を提示することによって、公益活動としての余暇・娯楽分野が持つ「可能性」についても言及したい。

一 第一次世界大戦後の時代状況

第一次世界大戦による重工業の飛躍的な伸展により、日本の資本主義経済体制は搖籃期を脱し、一挙に帝国主義列強と肩を並べることとなる。都市とその周辺には重工業地帯が拡大し、同時に農村から安価な労働力として、人々が大量に流入してくる。彼らは、工場の周辺に定住し、都市近代労働者としての生活を開始することとなつた。同時に複雑化する都市機能は、やはり新たな無産階層としての多くのサラリーマン——小額俸給生活者層を生み出す。彼らはしかし、新たな生活構造を形成するまでには至つておらず、様々な社会問題を抱えつつ、急激な産業化の波に押し流されていった。

またこの時代、おりからの「大正デモクラシー」の潮流に乗つて、論壇では「民本主義」から派生した「改造論」が溢れ、また「民衆文化主義」や「民衆芸術論」——デモクラシー思想の波及によつて影響を受けた一般大衆、特に新たに都市に登場した無産階層＝「民衆」と、その「民衆」の文化・芸術のあり方を巡る問題提起——は、多くの知識人を刺激し、彼らを論争へと駆り立てた。さらにメディアにおいても『改造』『解放』『我等』等の雑誌が創刊され、デモクラシーは社会全般に渡つて流布された。この流れは知識階級のみならず、広く民衆の心に、旧秩序からの解放、その改造、新たな社会の建設、という斬新な課題を与えた。

以上のような産業構造の変化に伴う新興労働者群の出現と、新たな思想的潮流は、結果的に政府による労働者およびその家族生活の保護をめぐる様々な社会政策を導入させることとなる。低賃金、超長時間労働、強権的労務管理、劣悪な作業環境といった、いわゆる「原生的労働関係」をめぐる諸問題の改善を射程に、様々な国家・主導による社会政策が制定される中、労働時間の短縮に関わり、一九一九（大正八）年、ワシントンでの国際労働総会における国際労働条約第一号、「工業的企業に於ける労働時間を一日八時間且一週四十八時間に制限する条約」として制定された。この「労働時間短縮」の問題は日本の労使間にも影響を与え、さらに一九二〇年の戦後恐慌による操業時間短縮とともに、八時間労働制を採用する企業が増加した。この労働時間の短縮により同時に増大したのが余暇時間であり、増大した余暇時間を国民にどのように活用させるかという「余暇利用問題」が政策的関心事となつた。

またこの時代、産業構造、生活構造の変化によつて、一般民衆の余暇の質・種類に關しても、從来の職人・商人層といつた旧都市自営層を主な担い手としていた興行娯楽（例えば、落語、講談、義太夫などの「寄席」演芸）に変わって、「活動写真」という新たな興行娯楽が、都市新興無産層を中心にして急激に、その全国的な広がりを見せていた。活動写真という新たな娯楽の普及とともに、それを取り巻く新たな社会問題も発生し、映像の「検閲」という発想が登場するのもこの時代である。

権田保之助の依拠した「民衆娯楽」論は、このような時代状況、特に余暇時間の増大と、思想的な状況、大正デモクラシーの思想的背景、特に「民衆文化主義」の流れを直接的に受けて、一九二〇年以降、論壇の中心的テーマとして登場する。

一一 「民衆娯楽」論における「二二定説」批判

「民衆娯楽」に関する文献は、雑誌掲載レベルの小論まで含めると枚挙にいとまがないが、一九二〇年代前半に書籍として刊行されたものとして、

- ・橋高広『民衆娯楽の研究』（警眼社、一九二〇年）
- ・権田保之助『民衆娯楽問題』（同人社、一九二一年）
- ・大林宗嗣『民衆娯楽の実際研究』（大原社会問題研究所、一九二二年）
- ・橋高広『映画劇と演劇』（内田老鶴圃、一九二二年）
- ・権田保之助『民衆娯楽の基調』（同人社、一九二二年）
- ・権田保之助『娯楽業者の群』（実業之日本社、一九二三年）
- ・大阪市社会部調査課『余暇生活の研究—労働調査報告No.19』（弘文堂、一九二三年）
- ・中田俊造『娯楽の研究』（社会教育協会、一九二四年）

等がある。

ただし権田が述べているように、「『民衆娯楽問題』と云うものが社会の著しい問題となつて來た。此の問題の考察に於ても、種々雑多な煮え切らない生半可な態度が少くないようである。或は既成娯楽の民衆化を以て之れ即ち民衆娯楽であると見たり、或は民衆娯楽を純化させなくてはならぬと云つたりして、此の問題を知識階級に特有な低迷の境に持つて行くとする議論も少なくない」⁽⁴⁾。当時の民衆娯楽論は理論的な成熟・確立や実証的な裏づけが不完全なまま、

一種のブームとして「民衆娯楽」という言葉自体が使用されており、また民衆娯楽が論じられる場合、その多くは「娯楽統制」、「余暇善用」、「民衆教化」といった政策的意図が反映されていた。

このような民衆娯楽を取り巻く時代状況の下、関東大震災が首都圏を襲った翌年の一九二四年、『大原社研雑誌』に「社会生活に於ける娯楽の一考察」（「社会生活と娯楽」と改題し、『民衆娯楽論』に収録）を発表。この論文により彼は、「民衆娯楽」のあるべき姿、進むべき方向性を提示し、「民衆娯楽」論における一つの頂点を極める。

上記の「民衆娯楽」論における理論的不徹底、あるいは温情主義的な政策への傾倒は、「娯楽そのものに対する考察」の不足と、その依拠するところの理論的立脚点にあると権田は推察する。特に民衆娯楽を論ずる多くの論者は、その論的根拠を、欧米の先行娯楽研究家による「定説」——代表的なものとして権田は、「客観的存在説」「過剰勢力説」「再創造説」の三つを挙げていて、

「客観的存在説」は、人間の生活を「労働」「睡眠」「娯楽」という三つの形式的・客観的「標識」にわけて、娯楽の範囲・概念を峻別するものである。例えば、田を耕すのは労働で、踊りを踊るのは娯楽であるというように、生活する上での客観的・具体的な表現の種類によって、これは労働、これは娯楽というように区別するものである。「過剰勢力説」（Überflusstheorie）は、ドイツのグロース（K. Gross）によつて提唱された、娯楽の「起源」に関する学説である。例えば、「食うや食わずで芝居見物もあるまい」とか、「骨董いじりは金持ちの楽隱居の仕事」というように、娯楽は、生活に余力が生じて始めて求められるものだと云ふのである。「再創造説」（Recreation Theory）は、カーラパトリック（A. E. Kirkpatrick）による学説で、娯楽は労働によつて失われた勢力と、新たに発生した疲労とを回復させる効用を持ち、労働によつて失われた心身の均衡を回復し、明日の活動（労働）のために自己を再創造するというものである。

例えは当時権田と並び称された民衆娯楽研究家・大林宗嗣は、その著書『民衆娯楽の実際研究』において、緒論から

「人間の実生活の上に於て三つの首要なる事実がある。即ち、（一）作業、（二）睡眠、（三）娯楽である」と、客観的存在説を前提とし、さらに「労働時間が減少した上に賃金が増加して從来に比べるとずっと生活上に余裕が生ずべきもあり、余暇も出来る筈もあるとすると、すぐにそこに其餘暇を如何に善用せしむるべきかという問題が起つて來ねばならぬ道理である。更に新たなる熱心と和悦とを以て翌日の労働に従事すべき元気、勢力を自養するためには何等かの善巧方便がなくてはならぬ」⁽⁵⁾ というように、過剰勢力説と再創造説を論拠としている⁽⁶⁾。

このようにこの三つの「定説」は、多かれ少なかれ、当時の民衆娯楽論者に共有された考え方であったが、そもそもその「定説」自体に欠陥があるのであれば、そのうえで再考を試みている。

まず「客観的存在説」である。この説は、娯楽の範囲を素朴に限定しえるという長所を持つが、例えば演劇研究家・劇評家、映画の興行者・活動弁士、芸人、または釣りや狩猟等の素人愛好家等、娯楽、あるいは労働の範疇に含まれるべき種類の活動でありながら、娯楽、あるいは労働とは断定しえないものがある。つまりある活動の「娯楽か否か」を、「客観的標識」のみによつて決定できない職種が存在する。また、「同一」の主体が同一の行為を営むに際しても、例えばピアニストが、感興の湧くままにピアノを弾く場合と、子供に簡単な音階を教えるために繰り返し単調に鍵盤をたたく場合のように、主体各々の素質・環境・意向の差によって「或は労働となる場合と或は娯楽となる場合が生じる」⁽⁷⁾ という問題がある。つまりここで必要とされているのは、「客観的標識」ではなく、「主観」における態度なのである。「主観」における態度によつて、同様に行為における目的の所在（「他目的」か「自目的」か）によつて、娯楽の成否が決定されなければならない。「他目的」、即ち行為の外に目的が存在するのが労働であり、「自目的」即ち目的が行為に内在するのが娯楽である⁽⁸⁾。つまり娯楽行為自体そのものに目的が無ければそれは厳密な意味での娯楽ではないと彼は考える。

次に「過剰勢力説」であるが、彼はビュッヒャー (K. Bücher) の『国民経済の成立』中の「遊戯は労働よりも古く、芸術は経済的生産に先立つ」という定義に基づき、「未開人種」が生活資料の獲得より、娯楽（舞踏、歌、装飾、家畜の愛玩等）に対して絶大なエネルギーを傾ける事實を、数々の人類学的例証の中より採取し立証する。また、関東大震災後しばらくして、娯楽を求める機運が徐々に人々の間に発生してきたが、それは生活に余裕が出てきたからとは一概には言えない。「寧ろ其の逆に生活の余裕を将来せんが為に心は先ず娯楽を思わしめたのである」⁽⁹⁾。震災後、各地に冷や酒を一杯売りする露店が数多く現れたが、「此の状態を見て、罹災者が自暴自棄の結果、酒を飲む為めであるとか、(被災地復旧作業によつて・引用者注) 労働者に思わぬ金が入るので酒を飲む」のだという意見が大半であった。しかし実際は「寧ろ激動の後に、搔き擾された心の静平を、一時も早く、最も手近かに持ち来さんが為めに飲んだ酒である。遊戯三昧の呑気な産物ではなくて、痛々しい心の要求の所産 (傍点引用者)⁽¹⁰⁾」であったのだとする。

最後に「再創造説」についてであるが、まずこの「定説」は、娯楽の範囲に対し不当な制約を与えるものである。例えば一労働者が、「興の趣くままに徹宵杯を傾け」、その結果、翌日二日酔いのため仕事を休んだ場合などは、再創造説の立場からすれば、この行為は娯楽ではなくなつてしまつ。また前記した関東大震災直後の、冷や酒をあおる労働者を、再創造説論者は、明日の帝都復興をための力を再生するものであるとみるが、実際はただその時の空虚な心が酒 (＝手近な娯楽) を渴望しただけであり、「再創造よりいうならば、酒を飲まずして、早く家に帰つて、静かに晩飯を食つて、悠りと寝た方が一層効果が」⁽¹¹⁾あるといえるのではないか。また、それ以上に問題としなければならないのは、この「定説」は、生産中心の思想、資本家の利益促進を根拠とし、民衆を欺く、資本主義イデオロギーの娯楽論であるということだ。何のための「再創造」か、それは労働力を “re-create” するためである。これは、例えるなら「滋味ある豊満な肉を獲る為めに、豚に与うるに豊富なる飼料を以てする」とは、一面より見れば豚の幸福であるが、窮屈は其の豊満なる滋肉を楽しむ飼い主の利益に外ならない」⁽¹²⁾。

以上、権田はこの「再創造説」を始めとして二つの「定説」の中に、娯楽軽視、生産重視の欺瞞を発見し、娯楽の生産性中心思想からの解放を試みる。「今や時代は一転機に会している。生産に狂奔し、生産のみ高調し、『物』を崇拜した変態的時代より覚めて、生活を高調し、生活を中心とする新しい時代に入ろうとしている」。この時代の変革的機運の中、娯楽の内包する創造性を、「生産のための娯楽」『生産の結果を増大せしむるための娯楽』、という生産中心思想から解き放ち、新たに無限の可能性を秘めた「人間生活の創造のための娯楽」⁽¹³⁾の達成を推進せねばならない。

「人間生活の創造のための娯楽」。この言葉の背後には、権田の民衆に対する強い共感と、限り無い信頼感、そして、娯楽の持つ可能性に対する確信が存在することともに、反社会政策、非営利主義、といった公益の根幹をなす思想が色濃く反映されている。同時にこの権田の「宣言」は、公益と余暇・娯楽の関係性を考察する上で、また公益的な余暇生活・活動を考える上で、出発点となるべきものである。それではどのように、権田はその「人間生活の創造のための娯楽」を達成しようとしたのか。そこには当時における民衆と娯楽産業に従事する人々との「提携・連帯」という実践的な活動があつた。

三、民衆と娯楽従事者の連帯

権田保之助は一九二〇年、「民衆娯楽の教育的利用対策の考究」を目的とし、文部省普通学務局第四課内に新たに設立された、社会教育調査委員を委託された。権田が社会教育調査委員を勤めていた期間に、直接的に関与した仕事の主なものとして、

1 活動写真推薦制度の設置

2 活動写真説明者講習会の開催

3 活動写真展覧会の開催

4 第一回全国民衆娯楽状況調査の実施

5 「民衆娯楽館」建設の構想・立案

などがある。

普通学務局第四課におけるこれらの仕事の中でも、権田が最も専心したのは、2の「活動写真説明者講習会」の開催と、4の「全国民衆娯楽調査」である。「全国民衆娯楽調査」は、娯楽における本邦初の全国規模の調査であり、調査期間と整理統計に二年を費やしたが、関東大震災により調査報告原稿が消失、しかしその後調査記録の一部と関係統計表の一部が発見され、その報告が一九三一（昭和六）年刊の『民衆娯楽論』に収録された。

「活動写真説明者講習会」の開催に関する経緯としては、権田が文部省の下部団体である帝国教育会において行なつた、活動写真と児童問題との関係調査が大きく影響していた。この調査において権田が関心を抱いたものの一つに、活動弁士と児童との関係があった。当時「活動弁士」といえば、観客の女性に色目を使い、淫蕩三昧の生活をしている者であると、世間から目されていたが、権田は「活動の弁士と云えば大抵は『女たらし』の別名を貰わねばならぬ物のみかと思つた事実は決してそうではない（略）何れも相当に研究心を以て人物も却々しつかりしている。噂と實際との違ひも斯うなると一寸大きい」⁽¹⁴⁾、また、「世の人々は一言『浅草』と聞きますと『堕落』『腐敗』ということを直ちに連想致しますが、尤も浅草という所の空氣は決して感心したものではありませんが、館外に於ける弁士の私的行為を離れてただ舞台に於ける彼等の態度用語等をのみ見る時は甚しく非難すべきを見ないのであります」⁽¹⁵⁾というように、活動弁士

を擁護している。そして児童と活動弁士との関係を見る場合、「児童が活動写真の俳優を好んで記憶していると同じく、その説明者たる弁士の名を記憶しているもの極めて多く、全体の七割は此等弁士のパトロンを以て自任しているものであります（略）そして中には弁士の本名を記さずして『ハゲ』とか『万公』とか『オカメ』とかという風な彼等の綽名を記しているものが中々沢山ありまして、調べる際にどの弁士を意味しているのかを知るに苦しみましたが、これなどは中々面白い現象でありまして、彼等と弁士との間にある極めて親密な関係を云い表しているものではありますまいか⁽¹⁶⁾」というように、児童が活動弁士に対し、いかに親近感と憧れを持っているか、そして活動弁士が児童に対し、いかに強い影響力を持つっているかを述べ、活動写真問題全体における「弁士」の位置の重要性を示している。

また権田は「民衆教育の根柢と其向上」（『日本及日本人』一九一九年春季増刊号—『著作集第一巻』収録）において、「民衆教育」の機関としての、活動写真を始めとする寄席、劇場などの存在を賞揚し、学校教育万能の世の中に異議を唱える。江戸期以前は、落語によつて「諸謔」を、講談によつて「任侠」を、芝居によつて人生の意味を味わう、といふ事が民衆にとっての教育の総体であった。しかし近代学校教育制度が普及するとともに、教育は民衆の間から奪われて、「学校」という一廓に閉じ込められてしまった。だが、学校教育特有の知識偏重、概念重視、偏狭な教育対象と教育主題、教師における社会経験の貧弱さ等の——現代の教育改革にも通じるような——原因により、学校教育の矛盾が露呈することとなつた。それなのに学校教育の従事者は自らの短所を棚に上げて、活動写真等の民衆娯楽が担う「民衆教育」の台頭を恐怖し、それのみが教育の腐敗をその「民衆教育」のせいにする。「これ学校教育万能の時代は去り、学校教育の弱点の暴露したるものに非ずして何ぞ」⁽¹⁷⁾。そして権田は、「民衆教育」を担うところの娯楽従事者に対し、「諸君等の民衆教育は遙かに広き実社会を背景としつつある活ける教育なりということを誇らなくてはならぬのである（略）諸君等は決して所謂教育者に媚ぶべからず。学校教育者の教育は行く所まで行つて既に行き詰まつてゐる（略）諸君等は民衆が「これによつて其の生活内容を豊富にしつつあるのであり、己によつて其の活ける人間としての完成を期待し得

るものであるとの自覚を得る要がある」⁽¹⁸⁾と、彼らの採るべき道を示唆している。

ここで展開されている「民衆教育」論は、民衆が社会において自立的生活を形成する上で、娯楽業従事者との提携・連帯が必要不可欠であるという、権田「民衆娯楽」論、——人間生活の創造の為めの娯楽——が成立するための具体的な方向性に根ざしたものである。つまり、民衆と娯楽業従事者との提携・連帯は、権田が「民衆娯楽」論を成立させるためには、必要不可欠な要素であったのだ。そのため、権田自身にとつても、娯楽業従事者、特に児童教育上重要な位置を占めている活動弁士たちに、自説を直接教授する場を持つことは、「活動弁士の教養の向上を計る」という直接的な目的と共に、重要な意義を持つことになる。彼が活動写真説明者講習会の開催を積極的に推進していくたのは、以上のようにこの講演会開催の可否いかんによつて、権田「民衆娯楽」論に大きな影響を与えるためだと考えられる。

この民衆と娯楽従事者との提携・連帯を、特に娯楽従事者の側から考察するとするなら、娯楽従事者による「民衆教化」は、『公益学のすすめ』における公益活動の特徴としての、「非営利」「客体のニーズの優先」「サービスによる媒介」「自己犠牲的・献身的認識」「社会性・公共性」「人間重視」「公益活動主体の精神的充足」をほぼ満たすこととなり、優れて公益性の高い、具体的な活動であると言える。

一九二二年までに、この「活動写真説明者講習会」は、三回ほど開催された。また寺出浩司は「民衆生活の『自立』視点から『防衛視点』への転換」の中で、権田は「活動弁士との頻繁な接触を通して、活動弁士の『労働組合』といつた性格をもつ『活動写真説明者連盟』の結成を誘導」⁽¹⁹⁾したのではないかと推定し、もしそれが事実だとしたら、これまでの権田研究の中で全く顧みられることがなかつた「運動論的視野」の存在を提示するものであり、権田保之助研究において極めて重要な意味を有するものとしている。寺出のこの指摘は、「説明者の連盟は非常に好い事であります、そして基礎を固めて立派なものを造つてお互ひの社会的地位向上の為めに尽くしたいものであります」という権太の発言からも、また前記公演内容を出版した版元が、「説明者連盟」となつてゐることからも窺えることである。

これは「活動写真・説明者連盟」と、同一団体であるかどうか定かではないが、「『浅草』調査日誌」（一九二一年の「浅草調査」と「倉紡工場労働者娯楽調査」の経過を記した「日誌」）であると同時に、その当時の権田の生活全体が記された「日記」でもある。未公開資料として日本人と娯楽研究会編『権田保之助研究』（創刊号に収録）には、「六月二日（木曜）曇後晴 朝研研究所に立寄つて、直ちに上野都座の説明者講習会に幹部連を訪い、星野（辰男・引用者注）君とともに揚出しで説明者協会設立の相談をした。会するもの、高岡黒眼、石井孤峰、染井三郎、紫野柳晃、月岡秀峰（以上、活動弁士・引用者注）など、それに星野君と私とである。そして会則は私が起創し、会名を『大日本説明者協会』と称することと確定、明後四日講習員懇親会の席上で発表し創立することに決定した⁽²⁾」と、第二回の「講習会」が開催されている中、権田の呼び掛けで「大日本説明者協会」なる団体が、設立されている。いずれにしても、権田が活動弁士の組織化を計り、それを具体的に実現したことは、これまであまり顧みられることがなかつた、権田の「運動論的視野」を提示するものであり、娯楽業従事者と民衆との提携・連帶という、民衆娯楽問題解決の方法論を具体化するための、第一歩であつたと同時に、今日的な視野で見ても優れて公益性の高い活動を目指していいたことになる。

おわりに

以上のように優れて公益的な権田の「民衆娯楽」に関する研究、調査、執筆活動は、一九二〇年代の終わりごろから急激に減退する。そして再び彼が時代の表舞台に登場するのは、日中戦争が勃発する一九三七年前後であり、民衆主体的であったその論調は、全体主義的、統制主義的な戦争遂行のイデオロギーとしての「国民娯楽」論へと、大きく変容することとなる。この意識変容の背後には、都市新興無産階層の経済的困窮、娯楽産業の営利主義化・独占資本化、閑

東大震災による主要フィールド「浅草」の崩壊、ワイマール・ドイツの「余暇政策」への関心と傾倒、都市娯楽から農村娯楽へのフィールドの移動などの理由が挙げられ、単純に「転向」の一言で片付けられない。またこの変容をもつて「民衆娯楽」論の思想的有効性をも否定してしまうのはいかにも乱暴である。

戦後の学術的状況から見た場合、「民衆娯楽」から「国民娯楽」への変容といった、一種の「マイナス・イメージ」を帯びた対象は、鶴見俊輔らの『転向研究』等、一部を除いてほとんど学術的な研究対象から疎外されたり、または一面的な見方のみによって把握されてしまうことが多い。他方小松隆一⁽²²⁾は、戦後企業の「ゼロ公益」の姿勢に対し、戦前期における企業の公益性・倫理性の高さを評価する。また経済的業績のみをその研究対象にしている戦後経済学を中心とした既存の学の見過ごした分野——「高い倫理性のともなった經營理念」——を「公益学の対象や課題にしなくてはならないし、またそなりうるのである」としている。今後の公益学の進展および、現代における公益と公益学を考える上で、特に産業化・都市化社会の雛型である戦間期は、多彩なモデル・ケースやキー・パーソンを、既成の固定観念に縛られることなく発掘・再評価し、現代の公益をめぐる諸問題に応用していくといった一連の流れが、今後公益学において、そのジャンルの一郭を占めるのではないだろうか。

註

- (1) 小松隆一『公益学のすすめ』慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年、一六八頁。
(2) 同、九一頁。

(3) 例えば一九一一（明治四四）年に上映され大ヒットしたフランスの犯罪連続活劇映画、『ジゴマ』の悪影響により、少年たちの間に劇中の犯罪者を真似た「ジゴマジック」なる遊びが流行し、この社会現象が間接的に影響して、翌年内務省令による「活動写真検閲規則」が実施され、一九一七年には警視庁により“甲乙種別”的「活動写真取締規則」が施行される。

(4) 権田『民衆娯楽の基調』同人社、一九二三年（『権田保之助著作集』第一巻、大和書房、一九七四年、三四六頁）。

(5) 大林宗嗣『民衆娯楽の実際研究』同人社、三六四頁

(6) しかし「必ずしも余力があるから人類は娯楽をやると云うのは充分なる説明であるとは云えない。貧乏をしていても娯楽は求めるのが人情である」（同、二六・二七頁）という部分を見ると大林がからならずしも「過剰勢力説」全面的に肯定していたのではないことがわかる。また彼の「セツルメント」理論や、ロバート・オーウェン研究を参照すると、必ずしも「民衆教化」主義とは断言できない（拙著「戦間期」における生活研究と教化思想－大林宗嗣における研究の軌跡をとおして－）明治学院大学大学院社会学研究科社会学専攻紀要 第二一号 創立三十周年記念論文集、一九九八年）。

(7) 権田『民衆娯楽論』、巖松堂書店、一九三一年（『権田保之助著作集』第二巻、大和書房、一九七四年、一九五頁）。

(8) この権田が言う娯楽の「自目的性」に、井上俊はホイジングからカイヨワに連なる“あそび”的概念との親縁性を見る。ただ、ホイジングからカイヨワが、“あそび”を卑俗な日常生活から分離して理念化し、生活と対置しつつ、生活を超越し生活を導く模型としての「文化」に関連付けてこれをとらえたのに対し、権田は生活をあくまで娯楽成立の基盤と考え、生活の一表現であると同時に、「生活創造」の重要な要素としている、指摘している。「ホイジングからカイヨワ流の洗練された「文化」主義に対しても、権田の娯楽研究の基調はいわば心やすい「生活」主義にある」（井上俊『著作集』第一巻、解説、三九九頁）。

- (9) 前掲『民衆娯楽論』(『著作集』第一巻、二〇六頁)。
- (10) 同、二〇七頁。
- (11) 同、二〇九頁。
- (12) 同、二一〇頁。
- (13) 以上、同、二一〇・二一一頁。
- (14) 『中外商業新報』一九二一年五月二十五日。
- (15) 権田「活動写真問題(上)」(雑誌『心理研究』一九一七年一一月、一六頁)。
- (16) 権田「活動写真問題(下)」(雑誌『心理研究』一九一七年一二月、二五・二六頁)。
- (17) 権田『民衆娯楽問題』同人社、一九二一年(『著作集』第一巻、五七頁)。
- (18) 同、五九・六〇頁。
- (19) 寺出浩司「民衆生活の『自立』視点から『防衛視点』への転換」(日本人と娯楽研究会編『権田保之助研究第一号』一九八三年、一一・一二頁)。
- (20) 同、一二頁。
- (21) 権田「芸術に於ける眞」、「芸術の眞」、説明者連盟、一九二三年五月(『著作集第四巻』、一九七五年、九八頁)。
- (22) 前傾『公益学のすすめ』、一四頁。